

事業継続を検討する枠組みについて（香川県内における大規模水害）

●香川地域継続検討協議会(既存会議)・・・香川県内における大規模水害を検討

- ・メンバー 別紙規約 参照
- ・設立 平成24年5月31日



「とりまとめ書(案)」の提出(平成26年1月下旬予定)

●大規模水災害に適応した対策検討会・・・土器川をケーススタディとして検討

- ・メンバー 香川大学危機管理研究センター、香川県中讃土木事務所、丸亀市、まんのう町、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、香川県防災士会、四国地方整備局香川河川国道事務所
- ・開催時期 準備会(設立) 平成25年5月14日(火)午前(実施済)
第1回検討会 平成25年11月下旬予定
第2回検討会 平成26年1月下旬予定



意見集約

●大規模水災害対策ワークショップ

- ・メンバー 土器川氾濫地域住民、香川大学危機管理研究センター、香川県中讃土木事務所、丸亀市、まんのう町、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、香川県防災士会、四国地方整備局香川河川国道事務所
- ・開催時期 模擬WS 平成25年5月31日(金)午後(実施済) 丸亀市民会館
- 及び場所 第1回WS 平成25年7月28日(日)午後 丸亀市民会館
- 第2回WS 平成25年8月31日(土)午後 丸亀市民会館
- 第3回WS 平成25年10月6日(日)午後 丸亀市民会館

大規模水災害に適応した対策検討会

運営要領

(目的)

第1条 香川大学危機管理研究センターでは、大規模かつ広域的な災害発生を想定した四国地震防災基本戦略等の推進を目的とした地域継続計画(District Continuity Plan: DCP)を策定等するために「香川地域継続検討協議会」を設立し、現在活動している。

また、近年、地球温暖化などの気候変動により豪雨等の発生頻度が高くなっている傾向にある。これにより、計画規模を上回る洪水(超過洪水)が発生する恐れが高まっている。

「大規模水災害に適応した対策検討会」(以下、「検討会」と言う)は、「香川地域継続検討協議会」と連携し、土器川で大規模河川氾濫が発生した際の被害想定や対策等及び「水災害に適応した強靱な社会」作りの方向性についてのとりまとめを目的とするとともに、香川県内における「水災害に適応した強靱な社会」作りの方向性のとりまとめに資するものである。

なお、土器川におけるとりまとめ結果については、香川地域継続検討協議会に提出するものとする。

(活動)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 土器川で大規模河川氾濫が発生した際の被害想定や対策等及び「水災害に適応した強靱な社会」作りの方向性についての検討に関すること。
- (2) 土器川流域住民の意見集約をするためのワークショップ開催に関すること。
- (3) その他、検討会の目的を達成するために必要な活動に関すること

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる団体等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外を追加することができる。

(会長及び会長代理)

第4条 検討会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、香川大学危機管理研究センター長とする。
- 3 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が、構成員の中から会長代理を指名する。
- 5 会長代理は会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 会長は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 検討会には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものを見なす。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることがで

きる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、香川河川国道事務所計画課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

附則

(施行期日)

第8条 この運営要領は、平成25年5月14日から適用する。

別表(第3条関係)

香川大学 危機管理研究センター

香川県 中讃土木事務所

丸亀市

まんのう町

坂出市

善通寺市

宇多津町

琴平町

香川県防災士会

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

香川地域継続検討協議会 規約

(目的)

第1条 今後発生する南海トラフの巨大地震による被害は、東日本大震災を踏まえると、個々の組織に止まらず広域的な災害が発生し、地域が機能不全に陥る恐れがある。また、近年は、地球温暖化の影響による記録的な大雨等により大規模な水害や土砂災害が発生し、地域が機能不全あるいは孤立することが懸念されている。このような事態に対応するためには、大規模かつ広域的な災害発生を想定した地域継続計画 (District Continuity Plan : DCP) の策定・運用が必要である。香川県は、中央防災会議が平成18年4月に定めた「東南海・南海地震応急対策活動要領」により、同地震が発生した場合の四国の緊急災害現地対策本部が設置されることになっているなど、四国の防災拠点としての役割が期待されている。また、四国地方は台風常襲地帯であり、急峻な地形と脆弱な地質のため、常に水害や土砂災害の危険にさらされていることから、早急にDCPを策定することが必要である。

香川地域継続検討協議会 (以下、「協議会」という) は、DCPの策定はもちろんその実効性を担保するために、各機関が既に策定している事業継続計画 (Business Continuity Plan : BCP) についてもDCPの視点からの見直し・改善を図るとともに、BCPの策定が遅れている機関・組織のBCPの策定支援を行い、四国地震防災基本戦略の推進並びに大規模風水害等への対応を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域全体の防災力向上を目指した地域継続計画 (DCP) の検討に関すること
- (2) 事業継続計画 (BCP) 及び地域継続計画 (DCP) の普及に関すること
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる行政機関、民間企業、団体等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(会長及び会長代理)

第4条 協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、香川大学危機管理研究センター長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が構成員の中から会長代理を指名する。
- 5 会長代理は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 会長は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外のものを会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は香川大学危機管理研究センターに置くものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、

これを定める。

附則

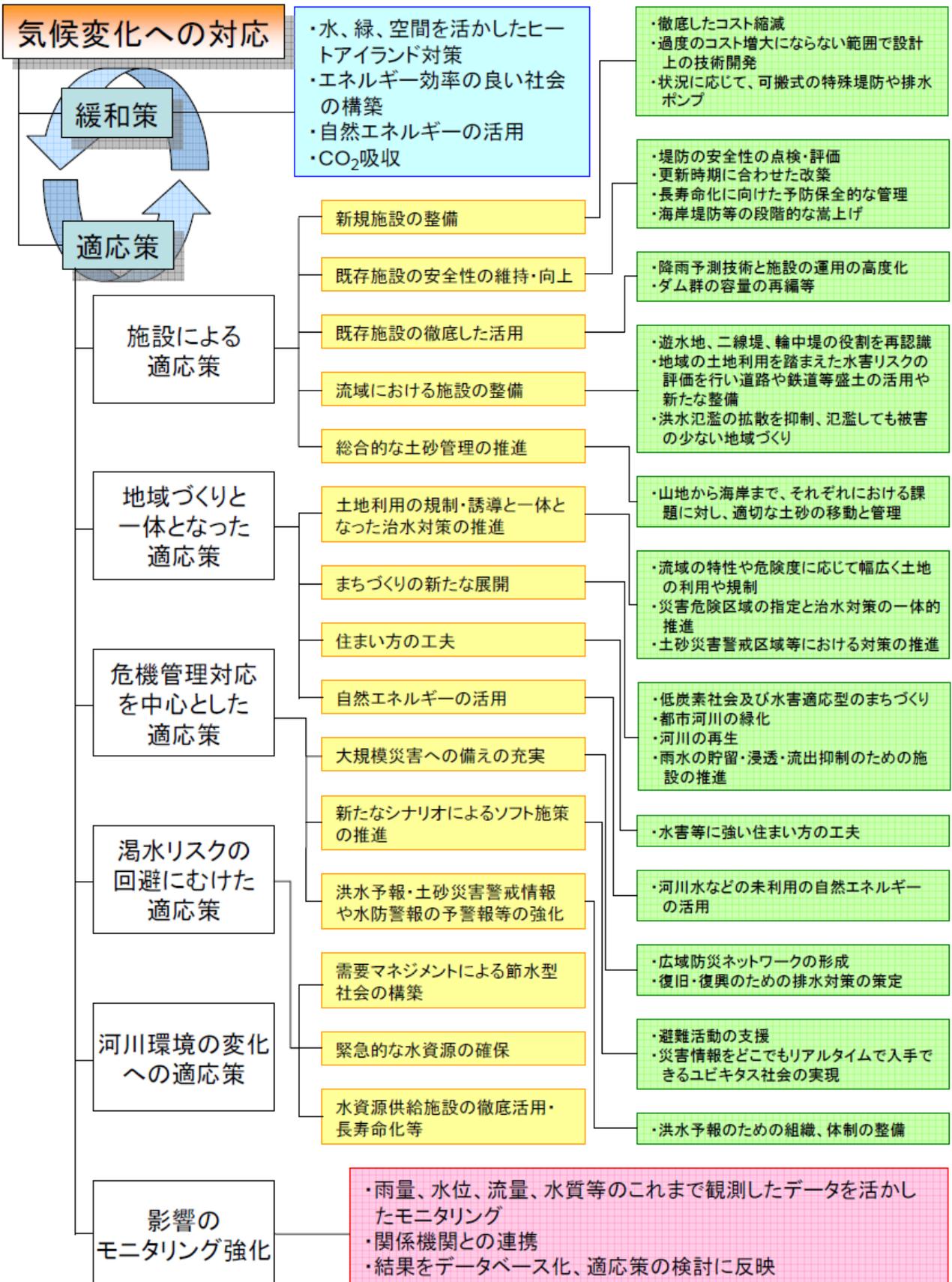
(施行期日)

- 第8条 この規則は、平成24年5月31日から運用する。
この規約は、平成24年10月12日から運用する。
この規約は、平成25年3月26日から運用する。

別表（第3条関係）

総務省 四国総合通信局 総務部総務課長
総務省 四国総合通信局 無線通信部陸上課長
厚生労働省 四国厚生支局 企画調整課長
経済産業省 四国経済産業局 総務企画部 総務課長
経済産業省 中国四国産業保安監督部四国支部 管理課長
国土交通省 四国地方整備局 企画部広域計画課長
国土交通省 四国地方整備局 企画部防災課長
国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 副所長
国土交通省 四国運輸局 総務部安全防災・危機管理調整官
国土交通省 国土地理院四国地方測量部 防災情報管理官
気象庁 高松地方气象台 防災業務課長
香川県 危機管理総局危機管理課長
香川県 土木部 技術企画課長
高松市 総務局 危機管理課長
高松市 上下水道局 企業総務課長
坂出市 総務部 職員課 危機監理室長
(社)香川経済同友会 調査課長
高松商工会議所 総務部企画・広報担当課長代理
香川大学危機管理研究センター長 白木 渡
香川大学危機管理研究センター 副センター長 客員教授 岩原 廣彦
香川大学工学部教授 井面 仁志
香川大学危機管理研究センター 特命准教授 磯打 千雅子
香川大学危機管理研究センター 特命助教 高橋 亨輔
四国電力(株)
西日本電信電話(株) 四国事業本部 設備部災害対策担当課長
(株)NTT ドコモ四国支社 ネットワーク部災害対策室 担当課長
四国ガス(株) 高松支店次長
西日本高速道路株式会社 四国支社

気候変化への緩和策及び対応策の体系



洪水氾濫時に起きていること

繰り返された
逃げ遅れ
救出される
住民



[出典／九州地方整備局資料]

はん濫流は、水深が低くても危険



[写真提供／毎日新聞社]



[出典／柳川市HP]

河岸侵食により家屋が流失または破壊される



[写真提供／毎日新聞社]



[写真提供／西日本新聞社]

堤防決壊により
家屋が流失した事例



[出典／国土交通省水管理・国土保全局HP]



[出典／社団法人 中越防災安全推進機構 やまこし復興交流館HP]

移動中に屋外で被災した事例



(埼玉県幸手市)



[出典／大規模水害対策に関する専門調査会 参考資料]



[出典／近畿地方整備局HP]



[出典／国土交通省HP]



[出典／豊岡市HP]

(参考資料3)

「大規模水災害に適応した対策検討」に関する第1回アンケートについて

近年、全国各地では、記録的な大雨等によって堤防決壊を伴う大規模な水災害が発生しており、大規模かつ広域的な水災害により、地域が機能不全に陥ることが懸念されています。

このため、「大規模水災害に適応した対策検討会」では、香川県内における「水災害に適応した強靱な社会」作りの方向性の取りまとめに資するための検討を進めています。

今回、土器川では「大規模水害対策ワークショップ」において、土器川で堤防決壊した場合の「被害想定」を基に、「各地区で何が起こるか」、「いろいろな立場から困ることとは何か」について、意見集約を行います。

ついては、本アンケートのご意見についてもワークショップに活用させていただきたいと考えており、本アンケートへの記載をお願いいたします。

【アンケート質問】

1. <属性についてご回答ください>

問1：お住まいはどちらですか？<記入方式>

(記入例：●●市●●町 ※町名までご記入ください)

問2：年齢<1つ回答>

①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代以上

問3：性別<1つ回答>

①男 ②女

問4：ご職業<1つ回答>

①会社員 ②自営業 ③公務員 ④学生 ⑤専業主婦 ⑥パート・アルバイト等
⑦無職 ⑧その他

問5：勤務地の住所<記入方式>

(記入例：●●市●●町 ※町名までご記入ください)

問6：地域コミュニティ活動を行っていますか？<1つ回答>

①はい ②いいえ

「①はい」と回答された方のみ

問6-1 組織名と立場は何ですか？<記入方式>

2. <各設問による被害想定に基づき、ご回答ください>

以下の「被害想定（被害の状況）」をイメージした上で、「対象地区（問7）」、「あなたの立場（問8）」を順番に選択していただき、選択された「地区」と「立場」で、質問（問9：①～③）にご回答ください。

被害想定：広範囲に及ぶ甚大な被害

- ・現在、深夜0時。土器川の堤防が夕方6時頃に決壊してから、約6時間が経過した。
- ・堤防決壊箇所の近くでは、はん濫流で家屋が吹き飛ばされ、跡形もなく破壊された。
- ・家屋損壊などの被害は、広範囲に及び、多くの民家や事業所が壊滅的な被害を受けた。
- ・農地では、はん濫流で土地がえぐられ、また多量の土砂が堆積しており、農作物はほぼ全滅状態である。
- ・避難所や災害時要援護者施設が浸水している地区もあり、沢山の住民が孤立した状況にある。
- ・公共土木施設（道路、鉄道）、医療施設、ライフライン施設なども広範囲に被害を受け、地域の機能・生活環境に支障が生じている。
- ・今後も浸水被害範囲は下流に向かって拡大し、下流部の低平地では、はん濫水が長時間湛水するなど、被害がさらに深刻なものとなることが予想される。

問7：大規模水害を想定する対象地区を選択してください。<1つ回答>

- ①自宅周辺 ②勤務地周辺
- ③その他（土器川はん濫原6分割地区から選択）
 - ③-1 右岸下流ブロック
 - ③-2 右岸中流ブロック
 - ③-3 右岸上流ブロック
 - ③-4 左岸下流ブロック
 - ③-5 左岸中流ブロック
 - ③-6 左岸上流ブロック

問8：あなたの立場を選択してください。<1つ回答>

- ①一般住民 ②自治会長 ③自主防災組織 ④水防団・消防団 ⑤災害時要援護者
- ⑥公務員 ⑦医療・福祉関係者 ⑧ライフライン関係者（電気、ガス、水道、通信）
- ⑨農業者 ⑩建設業者 ⑪製造業者 ⑫運輸業者 ⑬卸売・小売業者
- ⑭金融・保険業者 ⑮不動産業者 ⑯サービス業者 ⑰その他（ご記入下さい）

問9：「被害想定」において、問7～8で選択した「地区」と「立場」に基づき、以下の質問にご回答ください。<記入方式>

- ①選択した地区では“具体的にどこで何が起こるか”
- ②選択した立場で“困ることは何か”
- ③困ることの“理由”



平成25年 6月 7日

想定を超える大規模水害が起きたときの地域の生き残り計画を考えます —土器川 DCP（地域継続計画）の検討を開始—

香川大学危機管理研究センターでは、南海トラフ巨大地震に備えるために関係機関と連携して昨年5月8日に「香川地域継続検討協議会」を設立しました。これまで5回の協議会、9回の勉強会を開催し、香川地域が四国の災害対応拠点として機能できるよう、検討を重ねてまいりました。

しかし、近年、地球温暖化などが原因と考えられる気候変動により、豪雨等の発生頻度が年々高くなっています。今後、**想定を超える大規模洪水災害発生**の恐れがあり、備えるべき災害は地震だけにとどまりません。

このたび、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所、香川県防災士会と連携して、**全国に先駆けて「大規模水災害に適応した対策検討会」**を設置し、土器川の大規模氾濫を想定した場合の「**地域継続計画（DCP）***」を策定します。

この検討会では、土器川氾濫地域の住民の方を中心とした意見交換の場を設けて、ワークショップ形式で土器川流域のDCPを策定し、**気候変動に適応した強靱な社会づくり**を目指します。

1. 「大規模水災害に適応した対策検討会」の組織構成

会長：香川大学危機管理研究センター センター長・教授 白木 渡

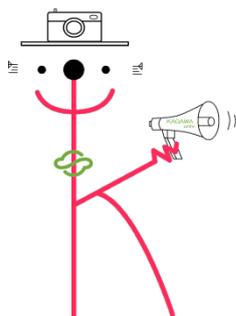
構成員：香川県中讃土木事務所、丸亀市、まんのう町、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、香川県防災士会、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所、香川大学危機管理研究センター

2. 検討スケジュール

※別紙参照

【※地域継続計画（DCP：District Continuity Plan）とは？】

地域の生き残り計画のことです。私たちの住んでいる地域が大規模な災害で被害を受けて機能不全に陥った場合を想定し、関係組織が連携して事前に策定しておく計画です。



➤ 問い合わせ先

香川大学危機管理研究センター 磯打（いそうち）

〒761-0396 香川県高松市林町2217-20

TEL 087-864-2532

不在の場合

TEL 087-864-2544（事務担当：谷）

土器川DCP 検討スケジュール

別紙

●香川地域継続検討協議会(既存会議)・・・香川県内における大規模水害を検討

・メンバー 国, 県, 市, ライフライン事業者, 経済団体等 19団体で構成

・事務局 香川大学危機管理研究センター

(平成24年5月8日設立)



「とりまとめ書(案)」の提出(平成26年1月下旬予定)

●大規模水災害に適応した対策検討会・・・土器川をケーススタディとして検討

・メンバー 香川大学危機管理研究センター、香川県中讃土木事務所、丸亀市、まんのう町、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、香川県防災士会、四国地方整備局香川河川国道事務所

・開催時期 準備会(設立) 平成25年5月14日(火)午前(実施済)

第1回検討会 平成25年11月下旬予定

第2回検討会 平成26年1月下旬予定



意見集約

●大規模水災害対策ワークショップ

・メンバー 土器川氾濫地域住民、香川大学危機管理研究センター、香川県中讃土木事務所、丸亀市、まんのう町、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、香川県防災士会、四国地方整備局香川河川国道事務所

・開催時期 模擬WS 平成25年5月31日(金)午後(実施済) 丸亀市民会館

及び場所 第1回WS 平成25年7月28日(日)午後 丸亀市民会館

第2回WS 平成25年8月31日(土)午後 丸亀市民会館

第3回WS 平成25年10月6日(日)午後 丸亀市民会館